

六國史記述の體と日記について

池田源太

一

少くとも今日我が國に於ては、六國史といふものは、國家の正史として大體に於ては同一なる史觀の上に立ち、その記述の體も凡そ相類似する一群の史籍であると見做されてゐる。この事は當然認められなければならぬと思ふが、なほ進んで考察の眼を轉するならば、其の類同の中にもまた相異なる立場のあることを見出すことが出来るのであつて、これによつて六國史等とは全く異なる大鏡等の如き特殊なる史觀を持つ史書が出現する理由を理解することが出来るのではないかと愚考するのである。

二

凡そ人間の言葉といふものは、結局に於てはそれが單なる音に過ぎないといふ性質の上からすれば、極めて嚴密なる意味に於ては、單に一回だけの效用價值を持つのみであることは自明のこととて、嚴格に言へば一度發せられた言葉は永久に消えて仕舞つて再び取りかへすことは出来ないのである。記録の原始的要求は結局かゝる言葉の缺陷を補はふとすることになければならぬと思ふ。かくて日本書紀が編纂せられた時にはこの記録の效用價值は充分に發揮することが出来たと考へられる。といふのは、當時既に其の儘では消えて仕舞ふべき運命を持つた語部等の傳承を消えない様にとの爲めの記録が諸家に傳はつてゐると思はれるが、日本書紀はそれ等の傳承を記した文獻を極力尊重して、いつれの傳承が眞であるか

僞であるかを決定するよりも、先づこれ等を聚録して後世に傳へ様とする立場を取つてゐるからである。「一書に曰く」として參考になる傳承を多く記録するの體は要するにこの立場を示すもので、この外にもなるだけ多くの傳承を出来るだけ忠實にこれを傳へようとしてゐることに汲み取られる。後に出た史書の中で扶桑略記はことに諸書の引用を多く持ち、この點に於て最も日本書紀の編修の立場に似たものを持つてゐると考へられる。

これに比べて續日本紀以下の國史は種々この記録を聚録するといふ立場を踏襲してゐる乍ら、その材料となる記録が日本書紀編纂の時代の材料とは既に異なる事情に置かれてゐることを考へねばならぬ。續日本紀以下の國史が材料にしたであらうと思はれる記録は、最早傳承を後世に傳へるといふ立場を取らずに、初めから後に之を用うようとする意圖を持ち乍ら記録せられたもので、今傳本はないが、外記日記とか官曹書類のごときものであつたかも知れないので、大小錯雜した種々雜多の記録であつたと思はれる。従つて修史事業はこれ等錯雜する記録

を取捨選擇して行く事がその重なる仕事になつたことは疑はれないので、こゝでは聚めることよりも捨てることにより多くの力を用ひなければならぬのである。日本書紀編修では直接に傳承を聚録するといふ事は事實起らなかつたかも知れないが、然し大體に於ては傳承聚録に準すべき效用價值があると認められる。これに反して續日本紀以下では結局に於ては、記録を整理して轉載したものとといふ效用價值しか持てないのである。即ちこゝでは記録の效用價值が既に第二次的なものに變化してゐるのである。歴史家が何か自己獨自の主張をなすのでなければ、記録時代の修史事業は常に必ずこの立場を取らねばならないものである。然し記録時代に於ても、人が何か自己獨特の思想内容を以て歴史を叙せんとすれば、この歴史は常に記録の第一次的の效用價值を持つことが出来るのである。程度の差はあるが諸種の文學やその他特色ある思想内容を持つところの記録は如何なるものでもこの記録の第一次的の效用價值を持つてゐるのである。古事記の文獻としての價值もまたかゝる第一次的の効用

を持つ意味に於て高いのであるとせなければならぬ。
かくして吾人は續日本紀以下の國史が著しくその記事を單調にし、事を叙するにもすべて簡潔を旨とする立場を取つてゐることを見通すことが出来ないのである。

續日本紀の上表文が「撮機要。」と言ひ、日本後紀の序が「錯綜群書。撮其機要。瑣詞細語。不入此錄。」とし、續日本後紀序にも「夫尋常碎事。爲其米鹽。或略棄而不取。」とあり、日本文德天皇實錄序には「唯微常語。龜小庶機。今之所撰。弃而略焉。」と言ひ更に、日本三代實錄序には、「今之所撰。務歸簡正。」と言つてゐるのは要するにこの事情を説明してゐるものと見なければならぬのである。

然し、かくのごとく六國史の記事が次第に簡略に歸するに至つたことには更に他の理由をも數へることが出来るのである。

それは國家法制の完備といふことである。

三

六國史記述の體と日記について (池田)

凡そ國家の法制は國民の國家生活を制約する性質を持つてゐることは論を俟たない所である。勿論律令格式が完成したからと言つて、國民が直ちに一樣な行動を開始する様なことを期待することは出来ない。けれども律令格式の要求する所のものは國家の權威を以て、國民をしてその法を遵守せしめることではなくてはならぬ。この意味に於て私的生活の微細な點は言はないにしても、歴史記述に上るやうな國民の行動は大體一律になつて來なければならぬのである。少くともさうなくては、國家の法が國民の間に遵奉せられてゐるとは言へないのである。貞觀格の序に「風教大同。車書共道。」と言ひ、續日本紀上表文中にも、「文軌所以大同」等の文字のあるは、要するに國家體制の完備によつて達し得る、所謂「天下車同軌。書同文。」といふ統制政治の理想を言ふもので、従つて律令格式が國民の行動の大半を制約する性質のあることを言ふものに外ならないのである。

かくて續日本紀以下の國史の記述の簡正は一にまたこの法制の完備による國民行動の統制によるとも考へられ

るのである。即ち國民行爲の大半は既に律令格式が叙する所であり、國史は要するに國民がこの國家法制に違背することなきを叙するに止まる結果になつたのである。

續日本紀以下の國史が記述の體を簡正にしたことは、單なる程度の問題ではなく、素材となる記録に對する編修の態度の相違であるとせなければならぬのである。

四

續日本紀以下の國史が、一般にその記述の態度を簡略にする態度を取つたことはかくて大體認められてよいと思ふが、更に其の中にあつても編修の立場に變化のあることを否むことが出来ない。即ち續日本後紀の序に

夫尋常碎事。爲其采鹽。或略棄而不取。
と言ひ乍ら

至人君舉動。不_レ論巨細。猶_レ率簡而載之。

と言つてゐることである。これは一般の記述はこれを簡略にするが、天皇の御言行に至つてはこの一般的趣旨をすて、巨細となくこれを記録すると言ふのであつて、こ

ゝに新しい立場が展開してゐる。

かくのごとく人君の御言行を記するものは大體に於て支那の所謂起居注であると見ることが出来る。隋書經籍志には、「起居注者。錄_二紀人君言行_一。止_二之事_一。春秋傳曰。君舉必書。書不_レ法。後嗣何觀。」と注してゐる所から見れば續日本後紀の序が、「至人君舉動。不_レ論巨細。云々」と言ふのは全くこの起居注の立場を探るものと考へてよいと思ふ。而して日本文德天皇實錄や日本三代實錄も要するにこの立場を探つてゐるものと考へられるのである。但し隋書では起居注は實錄と區別してあり、また日本見在書目錄も、實錄を雜史家の中に入れ、起居注は別にこれとは離れて起居注家の範疇を立てゝゐる。それにも拘はらず、文德天皇實錄序には太上天皇が先皇の起居を夢想して聖主の言動を庶幾せられたので、精を専らにして、實錄するといふ趣旨をのべてゐるのを見れば、大體に於ては起居注と實錄とを同じ範疇に入れたものと考へられるのである。果して舊唐書に至つては、起居注の項の中に實錄と起居注と相混じてゐる、唐書では、起居注

實錄・詔令を總括して起居注類と注してゐるが、更に宋書に至つては編年史の中に實錄を入れ、その他、唐創業起居注三卷といふをのぞいては、起居注は藝文志の上から全く姿を消して仕舞つてゐるのである。この事は、實錄と起居注が、その起源に於ては互に異なる性質を有つてゐたかも知れないが次第に相接近したことを語るものであり、或はまた、實錄と起居注とは各々それ自身の立場を持つたとは云へ結局に於ては同類のもので、重複することのあることから起つた現象かとも思はれる。少くとも我が國に於ては、日本三代實錄の序が「君舉必書」といふ隋書經籍志の起居注の注(原は春秋傳)を引用し乍ら實錄の名を持つてゐるのを見れば、起居注に實錄の名を負はせようとしてゐること明白である。

かくて我が國に於ては、正史が今や國家の歴史を叙述する外に、殊に天皇の御言行を記する起居注の體を加へ來つたことを知ることが出来るのである。このことは歴史記述の體の上に於ては重要な變化であると考へねばならない。それは起居注といふは一般に我が國平安時代

に異狀なる重要性を以て出現した日記類の根源と考へられてゐるからである。即ち今や六國史は日記の體に接近しつゝあることを想はせるものがあるからである。惟賢比丘筆記には六國史の名を順に擧げてあるが最後の三代實錄の名は言はないで外記番記といふ名を擧げてある。

この事から見れば日本三代實錄といふは公の名で一にまた外記番記の名によつても呼ばれたことのあることを知るのである。私は平安時代に起つた日記といふ言葉は恐らく「外記日記」にその起源を持つであらうと考へてゐるが、「外記番記」といふも要は外記の當番記の意味でこれが日記體のものに近かつたことは容易に考へ得るのである。日本三代實錄が外記番記の名を持つたまた自然の勢とせねばならぬ。

五

六國史の後を襲ふて三代實錄の次に選修せられた我が國の國史は、一に續三代實錄の名を負ふ新國史であることは人のよく知る所である。この書は今傳本がなく、古

書に引用せられた逸文によつてのみ僅かにその片鱗を窺ふことが出来るのみで、江談抄に主題「師平燒新國史事」といふのがあり「新國史失事」の文字の残つてゐるのを見れば、その頃既にその幾部分かを失つてゐたかも知れないのである。然しまた信西法師の本朝世紀はこの新國史に材料を求めた様でもあるから平安時代の末頃まではなほその幾部分かの傳本があつたことは認められるのである。

それにしても六國史の後を襲ふこの新國史が何時頃失はれたかといふことの明文もなく、また失はれたにしてもこれを惜しむの聲もあまり聞かず、全くあるか無きかのごとくに人に忘られて來たことには相當の理由が考へられなくてはならないのである。

今や六國史記述の體の變化によつて、この新國史が如何なる記述の體をなしてゐたかは最早自明のこと、なつたと云はねばならない。

近世に於て新國史に注意したのは伴信友である。

信友は比古婆衣に於て新國史の事を種々論じてゐるが、その中に於て、神名帳頭注が引用してある新國史の文。

新國史云。人皇五十八代光孝帝仁和五年改元。

己酉四月乙亥。朕之外祖母當宗氏神。在河内國。自

今年。始可祭之狀。

(神名帳頭注
河内志紀郡當宗神社)

と年中行事秘抄に引用する寛平御記の文

寛平御記云。仁和五年四月十四日乙亥

朕之外祖父當宗氏神。在河内國。自今年。可祭

始之狀仰畢。

(四月上旬日
當宗氏祭事)

との二文が殆んど同文であることから、「新國史には御記の文の儘に取載て、いまだ文を成へざりし者なること決なし。」と言つて新國史が草稿に止みたることの證としてゐる。然し今まで述べ來つた如く、六國史は時代が降るに従つて、次第に起居注の立場を取り、日記の體に近づいて來てゐることを思へば、新國史が寛平御記の文に似てゐるからと言つて、これを以て直ちに新國史が草稿に止まつたことを推論することは出来ないのである。

寧ろこのことは既にのべ來つた國史が日記に接近したことを裏書するのみである。これによつて新國史の體が文德天皇實錄や三代實錄等よりも更に進んで日記に接近したことを考へることが出来るのである。新國史が草案であつたか否かは別な問題とし、たとひ草案に止まらずこれを撰進したにしても御記やその他諸家の記録の儘の文がその大部分をなしてゐたであらうことは推して知るべきである。

また東大寺要錄卷十は續日本紀以下の國史の中より東大寺に關する記事を抄録したものであることは多く説明する必要もない。その中齊衡二年及び三年の條については引用した本書の名を缺いてゐるが、これも結局文德天皇實錄の中より引用したもので、續日本後紀と日本後紀の順が逆になつてゐる外は大體六國史の順に抄録したものである。その最後の部に「新記廿卷」といふものより引用したものが、相當多くのせられてゐる。三代實錄の後に引用した所から推せばこの新記は新國史に相當するものであると私は思ふがこのことは既に伴信友が「こは

もしくは新國史の草案などに村上天皇の御世まで書續たるものにはあらざるか。」と比古婆衣で言ひ、その新國史と關係あるやを暗示してゐる。先に言つた様に三代實錄に外記番記の別名がありとすれば新國史が單に新記と呼ばれたとしてもあまり不思議ではないのである。また三代實錄が仁和三年で終つてゐるのに續いて、この新記は仁和五年・寛平四年の記事があり、宇多天皇の御代に初まり、醍醐天皇の延喜・延長を経、村上天皇の天曆・天徳・應和・康保に終つてゐるかを思はせるもので年代また多く新國史の年代と重つてゐると思はれ、少くとも新國史に極めて近い記録であつたことが考へられるのである。而してこの新記の體を見れば平安時代に出た日記の體に極めて近いものである。新國史の體またかゝる體をなしてゐたのではないかと私は思ふ。拾芥抄に

自新國史後。諸家記録相並出來。目錄在別。

としてゐるのは新國史の後に種々様々の諸家の日記が簇出したことを云ふもので新國史は國史と是等日記類の間に介在する存在であることを語るものであると思ふの

である。本朝書籍目録の中には、新國史を六國史等の如き吏部即ち帝紀にも入れてあるが三代御記・貞信公記・吏部王記等と同類なるものとしてこれを記録部にも入れてゐる。またこの事情を語るものである。(新校群書類従本本朝書籍目録による)

六

かくして今や國史と日記とが殆んど同じ形にまで接近して來たといふ事になつたのであるが、こゝに再び格式といふものが歴史記述の體を制約したことが思ひ起されるのである。格式といつても就中延喜式のごときに至つては、漸く政務の微細な點に至るまでこれを規定して來たので、式は今や固有名詞のない日記とも稱すべきものとなつたのである。これとともにこの頃から多く出現する年中行事や、西宮記・北山抄・江家次第等の如きも要するに日記を類聚することによつて出來上つた固有名詞のない日記と言ふべきである。中右記に

西宮記四條大納言の記等加之、諸家日記之中ニ主上御作法全不見也。新儀式と云日記之中ニ頗相見者。然者。

且又可御覽新儀式也。

(嘉保二年十月十二日)

とあつて新儀式を一つの日記と考へてゐるが、これは新儀式が日記の性質を一面に於て持つてゐることを語るものとして注意すべき文字でなければならぬ。今や國史は日記と相近く、また新儀式のごとき年中行事の書が日記と相近ついたらば、國史は、新儀式に近く、西宮記に近く北山抄に近いものと言つて過言ではない。こゝにはたゞ形體の上に相異なるものがあるのみで、文獻としての性質には相通ふものゝあることを否めないのである。従つてこの意味から國史に對する類聚國史の役割をしたものは、吏部王記を無數に引用してゐる西宮記であると言ふことも出來るのである。かくて六國史の後を襲ふものは寛平・醍醐・村上御三代の御記を始めとして吏部王記等諸家の記録に外ならず、たとひ新國史が失はれても、これを補充するもの充分にあり、朝政運行には少しも支障を來たさなかつたことが理解せられるのである。

誠に日記は國史を滅ぼしたものであり、國史は日記にその繼承者を見出して自ら退場したと見るべきである。